

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和5年 4月 27日

広島市長

提出者

住所 広島市中区千田町1丁目9番6号

氏名 広島赤十字・原爆病院

院長 古川 善也

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 082-241-3111

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	広島赤十字・原爆病院
事業場の所在地	広島市中区千田町1丁目9番6号
計画期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	医療業
②事業の規模	病床数 565床
③従業員数	1,294名
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	収集運搬委託業者にて収集運搬・中間処理し、最終処分場にて埋め立て処分をしている。 廃棄物を焼却した際に発生する熱エネルギーを回収し焼却前の廃棄物の乾燥に利用している。

別紙4
(廃棄物処理法一特管理産業廃棄物計画書)

現状：前年度（ 4年度）実績量
計画：今年度（ 5年度）計画量

	単位：トン/年																			
	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		処理委託に関する事項									
	排出量		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		全処理委託量		優良認定処理業者への処理委託量		再生利用業者への処理委託量		認定熱回収業者への処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	
特別管理産業廃棄物の種類																				
廃油	1,931	1.9										1,931	1.9	0.001						
廃酸																				
廃アルカリ	0,004											0,004		0,004						
感染性産業廃棄物	350,303	345										350,303	345	350,303	345					
特定有害産業廃棄物	廃PCB等																			
	PCB汚染物																			
	PCB処理物																			
	指定下水汚泥																			
	燐さし																			
	廃石綿等																			
	燃え殻																			
	ばいじん																			
	廃油(金属を含むもの)																			
	汚泥(金属を含むもの)																			
廃酸(金属を含むもの)	0,001	0,001										0,001	0,001	0,001	0,001					
廃アルカリ(金属を含むもの)																				
合計	352,239	346,901	0	0	0	0	0	0	0	0	352,239	346,901	350,309	345,001	0	0	0	0	0	

※上記に分類できない特別管理産業廃棄物がある場合に限り、空欄へその特別管理産業廃棄物の具体的な名称を記入してください。

別紙5(廃棄物処理法-特管産廃処理計画書)

【参考様式】

記載項目を満たしていれば、任意の様式で作成したものでも提出可能です。

1 特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項(管理体制)



2 特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

<p>①現状 (これまでに実施した取組)</p>	<p>感染性医療廃棄物排出量の実状報告。 各部署に感染性医療廃棄物と非感染性医療廃棄物の分別を徹底するよう要望。</p>
<p>②計画 (今後実施する予定の取組)</p>	<p>感染性医療廃棄物排出量の実状報告。 各部署に感染性医療廃棄物と非感染性医療廃棄物の分別を徹底するよう要望。</p>

3 特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

<p>①現状 (分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)</p>	<p>廃油・・・一斗缶および保管庫の整備。 感染性医療廃棄物・・・専用容器および保管庫の整備。 廃アルカリ・・・各部署にて専用容器および保管庫の整備。 廃酸(有害)・・・各部署にて専用容器および保管庫の整備。</p>
<p>②計画 (今後、分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)</p>	<p>種別に変更なし。 当院規定の医療廃棄物処理要綱に基づき分別を徹底する。 廃棄ボックス設置場所に感染性医療廃棄物と非感染性医療廃棄物との分別表を掲示する。</p>

4 自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

<p>①現状 (これまでに実施した取組)</p>	
<p>②計画 (今後実施する予定の取組)</p>	

5 自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

<p>①現状 (これまでに実施した取組)</p>	
<p>②計画 (今後実施する予定の取組)</p>	

6 自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

<p>①現状 (これまでに実施した取組)</p>	
<p>②計画 (今後実施する予定の取組)</p>	

7 特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

<p>①現状 (これまでに実施した取組)</p>	<p>電子マニフェストにて管理を徹底。</p>
<p>②計画 (今後実施する予定の取組)</p>	<p>電子マニフェストにて管理を徹底。</p>

8 電子情報処理組織の使用に関する事項

<p>①特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)</p>	<p>352.24 t</p>
<p>②今後実施する予定の取組等</p>	<p>昨年度同様に特別管理産業廃棄物のマニフェスト情報登録期限(引き渡した日から3日以内)遵守。 運搬完了および処理完了状況を確認。</p>

特別管理産業廃棄物の処理に関わる管理体制

産業廃棄物処理に関する管理組織図

